

企業価値の向上と公正で透明な経営による 持続的発展の実現。

基本的な考え方

当社は、法と正しい企業倫理ならびにCSRの重要性を踏まえ、事業の持続的発展を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本に据え、これを経営上の最重要課題のひとつであると考えています。この基本方針のもと、経営の意思決定のスピードをさらに迅速化し、経営の透明性を一層向上させるため、委員会設置会社制度を採用し、経営の「執行」と「監督」の両機能を明確に分離しています。内部統制システムは、「監督」機関である取締役会で定めた基本方針に基づき構築・運用しています。

なお、株式会社日立製作所およびそのグループ会社は、当社の総株主の議決権の53.2%（2008年3月末日現在）

を所有しています。日立製作所グループとの兼任取締役の就任状況や出向者の状況は当社独自の経営判断を妨げるものではなく、また、当社グループの事業活動は、日立製作所グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、経営の基本方針などの決定と監督に徹し、業務の決定・執行の権限を執行役に大幅に委譲しています。取締役会には、3名の取締役（社外取締役2名含む）で構成される指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置し、取締役会の監督機能の一翼を担っています。監査委員会は原則として毎月、指名委員会・報酬委員会は必要に

応じて開催しています。

取締役会は8名の取締役（社外取締役3名含む）で構成され、議長を務める取締役会長は、執行役を兼務していません。社外取締役の内訳は、日立製作所の名誉顧問、取締役が各1名、顧問契約のない弁護士が1名です。当社と日立製作所とは、相互に継続的な営業取引関係がありますが、全て定型取引です。また、社外取締役の弁護士が所属する法律事務所の他の弁護士から、必要に応じて業務執行におけるアドバイスを受けています。

一方、執行役の業務執行に対する内部統制としては、執行役全員で構成される執行役会を設けています。これは、取締役会から委任された重要事項などを執行役が決定する際に、多面的な検討を加えられるようにするとともに、執



行役の業務の執行状況に関する情報の共有化を図ることを目的としています。

内部監査への対応としては、監査室（専任7名、兼務36名）を設置しています。当社各部門およびグループ会社の業務の適法性、妥当性についての計画的な監査や内部統制を推進しています。また、コンプライアンス推進本部（専任2名、兼務8名）が、法令および企業倫理に則った企業活動のための教育、監査や指導を各部門やグループ会社に対して随時行っています。監査委員会は、これらの監査結果の報告を受け、また取締役および執行役の職務の執行状況を適宜報告させることにより、十分に監査ができる体制をとっています。

当社の会計監査人は、新日本監査法人です。監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には公認会計士が6名、会計士補などが8名、その他が13名となっています。また、会計監査人は、監査委員会において監査報告を行い、監査委員や同席する監査室長と相互に意見交換をすることにより、監査の連携を高めています。

買収防衛について

当社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主の取り扱いについて、「株式会社の支配に関する基本方針」を策定しています。この基本方針のもと、買収防衛策導入の是非について今後も検討を行いますが、現時点では、具体的な買収防衛策の導入予定はありません。

<株式会社の支配に関する基本方針>

当社は、株式の上場を通じて、将来の成長のために必要な資本の調達に備えるとともに、投資家・株式市場から日々評価を受け、より緊張感のある経営を実践していくことが、当社および当社グループの企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

また、当社は、経営の独立性を保ちながら、日立製作所の日立グループ経営に積極的に参画し、日立グループの研究開発力やブランドその他の経営資源を最大限に有効活用することが、株式の上場と同じく、当社および当社グループの企業価値の一層の向上に資すると考えております。

当社では、上記基本方針のもと、ガバナンスの体制構築や経営計画の策定その他の対処すべき諸課題に取り組み、親会社のみならず広く株主共同の利益の最大化に努めてまいります。

リスク管理

経営におけるリスク管理方針の決定、リスクへの対応および再発防止策などの情報の共有を目的とし、執行役会の下部組織として、執行役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、リスクの抽出、評価、予防、低減を図っています。

コンプライアンスの推進

「法と正しい企業倫理に基づき行動する」ことを「企業行動基準」に掲げ、「基本と正道」を歩むことを「行動規範」として定めています。これらの基本方針

のもと、全ての従業員が順守すべき行動ルールを「ビジネス倫理の手引き」にまとめ、その中で反社会的取引を行わないことを明記しています。

これらの基本方針・行動ルールの周知徹底を図るために、コンプライアンス推進本部を設置しています。特に反社会的取引については、社内規定を整備するとともに、コンプライアンス推進本部を事務局とするコンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、その防止や排除に取り組んでいます。

また、自浄作用を補完するため、コンプライアンス通報制度を導入しています。当社グループ社員をはじめ取引先などの外部関係者でも、当社の企業活動において違法行為や不適切行為が存在すると認識した際に、当社コンプライアンス推進本部、または社外通報先として委嘱した弁護士へ直接通報することができます。

今後も法令の制定・改正、日立グループの運営方針などを踏まえながら、COSO フレームワーク*を中心とした内部統制システムの整備などコーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、委員会設置会社制度をさらに定着させ、公正で透明な経営を実現していきます。

*COSO フレームワーク…米国のトレッドウェイ委員会組織委員会が公表した内部統制の枠組み